

北海道告示第10197号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第15条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

令和4年2月17日

北海道知事 鈴木 直道

登録 番号	肥料の 種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の 規格	生産業者		失効 年月日
					名称	住所	
北海道 第2733号	副産石 灰肥料	サンライムA 53	アルカリ分 53.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	北海道石灰 化工株式会 社	苫小牧市表 町3丁目2番 12号	R4.1.31